24の送検事例を災害の型別に分類し、詳細を掲載！　安全衛生教育ツールとして最適です！

本書の内容

第１部　送検事例と労働災害

第１章　データに見る労働災害

1　労働災害の発生動向

・平成18年における労働災害発生状況

2　**行政の取り組み**

・平成19年度　地方労働行政運営方針

・平成17年　監督業務実施状況

第２章　送検事例と災害防止対策

・送検とは何か

【墜落・転落】

送検事例①　工場のスレート屋根の取り替え中、屋根を踏み抜き墜落死

送検事例②　ビル解体工事現場の７階床面開口部から、作業員が墜落し死亡

送検事例③　ビル外装工事の外部足場解体中の作業員、高さ10mから墜落し重傷

送検事例④　エレベーター改修工事で、作業員が高さ20mの手すりのない足場から墜落死

送検事例⑤　荷物用リフトで材料運搬中の作業員が、開口部から3.5m下に墜落死

送検事例⑥　街路樹剪定作業中に枝が折れ、作業員が10m下に墜落し死亡

【はさまれ・巻き込まれ】

送検事例⑦　住宅新築工事で、ドラグショベルとダンプの間にはさまれ作業員が死亡

送検事例⑧　廃棄物処理工場で廃材を拾おうとした作業者が、トラクターショベルにひかれ死亡

送検事例⑨　製本ラインの監視業務中、回転部に袖を巻き込まれ死亡

【激突】

送検事例⑩　配送センターでフォークリフト運転中、停止していたトラックに激突し死亡

【激突され】

送検事例⑪　フォークによる架台の積み込み中、架台が倒れ作業員２人が下敷きに

送検事例⑫　クレーンで鉄筋の束をトラックへ積み込み中、ワイヤから外れた鉄筋の下敷きになり死亡

送検事例⑬　支保工の解体中に切り梁が落下、下部にいた作業員に激突し死亡

送検事例⑭　高速道路工事現場の監視業務中の警備員に、後進してきたトラッククレーンが激突

【飛来・落下】

送検事例⑮　つり荷がハッカーから外れ落下、つり荷と底版にはさまれ作業員が死亡

送検事例⑯　ドラグショベルでポスト建て込み中、部材が落下し作業員に激突し死亡

【有害物等との接触】

送検事例⑰　密閉された室内で塗装作業中、作業員４人が有機溶剤中毒に

送検事例⑱　地下駐車場で発電機を使用、換気せず作業員が一酸化炭素中毒に

送検事例⑲　ガソリンエンジン式発電機を使用、作業員４人が一酸化炭素中毒に

送検事例⑳　コンクリートのはつり作業中、作業員７人が一酸化炭素中毒に

【労災かくし】

送検事例㉑　外国人労働者が転落災害で休業も、労働者死傷病報告を提出せず

送検事例㉒　取引先の運転手が構内で負傷、現場社長が“労災かくし”を依頼

送検事例㉓　元請、１次、２次下請が共謀“労災かくし”が発覚し送検

送検事例㉔　土砂崩壊で休業４カ月の労災発生、報告を行わなかった事業者が送検

【送検事例関係主要法令一覧】

第３章　年表

2006年の出来事と労働災害（平成18年１月～12月）

第２部　特別寄稿

労災事故の責任の種類と和解の活用　弁護士　外井浩志

第１　はじめに

第２　労災事故と４つの責任

第３　労災隠しの問題

第４　和解

本書の代表的なページの見本です

■第１部　送検事例と労働災害

送検事例③

墜落・転落（墜落）　建築塗装業

ビル外装工事の外部足場解体中の作業員、高さ10mから墜落し重傷

発生概要

1　９階建てマンション（高さ約27m）の外装工事現場で、外部足場の解体作業中
さ約10mの３階付近の足場作業床上で、解体した足場の資材を下ろしていた作業
路上に墜落し、重傷を負うという災害が発生した。

2　被災者は、この工事を請け負った従業員10人のＡ社の作業員Ｘ（23才、経験年
年）。

3　工事の工期は、約40日で、災害は工期半ば付近で発生。

作業状況

1　Ａ社が請け負った外装工事は、ビルの塗装と痛んだ部分の改修などを行うもので、まず、ビルの周囲に足場を組んでから外装工事は始められた。

2　災害発生当日は、Ａ社から職長とＸを含めた作業員６人の計７人が、午前８時頃に現場に集まり作業を開始した。当日の作業内容は、外装工事を終えたビル前面部分の足場の解体作業であった。この足場の解体作業には、高さが５ｍ以上であったため「足場の組立て等作業主任者」の選任が必要であったが、Ａ社でこの作業主任者の資格を持っているのは社長だけであり、この日、社長は他の現場に行っていたため、作業主任者未選任の状態であった。

3　災害発生当日に解体していたビル前面部分の足場は、人通りが多い道路に面しており、通行の妨げになるため、早く足場の解体を行うよう警察から要請があった。そのため、外装工事をビル前面から取りかかったという経緯があり、他の３面の外装工事は終わっていなかったので、その部分の足場はそのままであった。

4　足場の解体方法は、３人の作業員が、縦にな
るような形で各階に分かれ、上
した足場の資材を手渡しで下に
業を繰り返した。このときＸは
業に当たっており、保護帽は被
全帯は身につけてはいなかった。
の作業員はビルの前面以外の外
いた。

5　そして午前10時頃、足場の解
分まで終え、４階、３階、２階
を行っていたときにＸは３階付
墜落、いったん朝顔の端に当た
と墜落した。Ｘは病院に運ばれた
右膝複雑骨折などの重傷を負っ

6　目撃者がいなかったことや、
が調査を行ったときにはすでに
ていたため、Ｘが足場のどの部
にして墜落したのかは確定でき
外側へ墜落していることから、
のどちらかがなかった部分から
推測される。

災害原因

足場の解体作業に当たっては、
を外していくため墜落の危険が

34

※80％に縮小しています。

いかなる状況下で災害は発生したのか？
作業状況と災害発生原因がわかる

災害発生状況をイラストで掲載

●第２章　送検事例と災害防止対策

災害発生状況図

← ９階建ビル

27m

Y

X

Z

10m

←朝顔

作業主任者が作業の進行状況や安全帯の使用状況などを監視しながら作業を進めることが必要であるが、本件では作業主任者未選任で足場の解体作業を行っていた。

被疑者と違反条文

所轄の労働基準監督署は以下のとおり書類送検した。

■Ａ社とＡ社社長

・安衛法第14条

・安衛令第６条（作業主任者を選任すべき作業）第15号

・安衛則第565条（足場の組立て等作業主任者の選任）

労働基準監督官のコメント

「足場の設置・解体を専業で行っているのであれば、作業主任者の選任は必要であった。Ａ社では、通常、２、３の現場を掛け持ちしており、社長が必ず現場に行けるとは限らない状況であり、社員に作業主任者の資格を取らせて作業に当たらせるべきであった」

災害防止対策

1　足場の解体作業は、手すりや足場板を外していくため墜落の危険が伴うわけであり、「足場の組立て等作業主任者」を選任し、作業状況に応じた作業指揮を行わせる。

2　足場の組立て、解体又は変更の作業は、潜在危険が多く予測できることより、現物現場での危険予知（KY）活動を活発化する。

ポイント　高さ５ｍ以上の構造の足場の組立て、解体または変更の作業は、「足場の組立て等作業主任者」を選任し、その作業指揮の下、墜落危険を撲滅しよう！

35

違法な作業とその根拠条文がわかる

災害防止対策をポイント解説